

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

福島銀行では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の取組みを行うことといたしましたので、お知らせいたします。

今後もお客様にご満足いただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何とぞご理解賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【実施内容】

1 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止

① 実施日

2025年3月3日（月）

② 内容

2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付を停止します。

2 払戻請求書による当座預金払戻の取扱開始

① 実施日

2025年3月3日（月）

② 内容

小切手の振出を必須としている現行の取扱いを見直し、払戻請求書（出金票）による取扱いを開始します。但し、お取引は口座開設店に限ります。

なお、小切手による払戻しについても引き続き受付しております。

払戻請求書に「当座預金欄」を追加し普通預金と同じ払戻請求書により当座預金の払戻しが可能となります。

3 手形・小切手の発行停止

① 実施日

2026年4月1日（水）

② 内容

2026年3月31日（火）をもって、手形・小切手の発行受付を終了します。

4 手形・小切手の電子化に向けた支援

当行では手形・小切手の代替サービスを用意し、電子化への支援を行っております。

<主な代替サービス>

・インターネットバンキングによるお振込み

・[法人インターネットバンキング出金申請サービス](#)（☞ クリック）

・電子記録債権（でんさいネットサービス）

以上

お客さま 各位

株式会社福島銀行

当座勘定規程改定のお知らせ

株式会社福島銀行では、払戻請求書による当座預金出金の取扱開始に伴い当座勘定規程（一般用）を改定いたします。

本規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用されます。

なお、現在、当座預金口座開設の新規受付は行っておりません。

1. 改定となる規定

- 当座勘定規程（一般用）

2. 改定内容

以下の条項を改定いたします。

（下線部が改定部分）

改定前	改定後
<p>7. 手形、小切手の支払いの範囲</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>7. 手形、小切手の支払い等の範囲</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には小切手、<u>当行所定の払戻請求書またはくふくぎん>法人インターネットサービス利用規定に基づき当行のタブレット端末を使用してください。</u></p> <p><u>(3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p>
<p>15. 印鑑照合等</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p>	<p>15. 印鑑照合等</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) ~ (3) (省略)</p>

3. 改定日

- 2025年3月3日（月）

以上